



(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 本物件をその用途に従って使用しないとき。
- (2) 賃借料を納付しないとき。
- (3) 本物件の管理が良好でないとき。
- (4) その他契約条項に違反したとき。

(損害賠償義務)

第11条 乙は、本物件の使用により第三者に損害を及ぼす恐れがある場合、又は損害の発生した場合は、乙の責任において損害の発生を防止し、又は損害を賠償しなければならない。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、業務の実施を自ら行うものとし、その全部を他に委託してはならない。ただし、付随業務を委託することは妨げないものとする。

(疑義等の解決)

第13条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

特記事項

乙は、平成31年3月22日に確認した事項を、本契約の期間中に誠意をもって実施する。

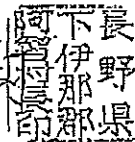
本契約の締結を証するため本証3通を作成し、各自記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成31年 3月28日

(甲) 長野県下伊那郡阿智村駒場483番地

阿智村長

熊谷秀樹



(乙)

長野県下伊那郡阿智村智里4092-7

株式会社野熊の庄 月川

代表取締役 熊谷時雄



(丙) 智里町自治会

会長

熊谷知文

